No.	該当箇所	質問	回答
1	公募要領	① 再委託について	
		ア. 採択後、事業を進めていく中で、提案書	ア:再委託を行う場合は、提案書への記載の有無にかかわらず、再委託の相手方の商号又は名称及
		に記載していなかった再委託の必要が	び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を
		出てきた際、追加で再委託することは	県に提出し、事前協議をしたうえで、あらかじめ、県の承諾を得る必要があります。
		問題ないか。	提案書に記載していなかった内容についても、あらかじめ県の承諾を得れば、再委託を行うこ
			とは可能です。
			※「委託契約書(案)」(再委託の制限)
			第6条 乙は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる
			ことを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。
		 イ. 追加で再委託が可能な場合、可能でない	イ:再委託については、主に次に掲げる事項等について審査し、適当と認められる場合にのみ承認
		場合の条件	を行うものとします。
		(【「提案額」の範囲内であれば追加再委	・再委託を行う合理的理由
		託可能である】 【「経費見積書」の内	・再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力
		訳に変更がなければ再委託可能であ	・個人情報などの機密情報が確実に守られること
		る】など)	・その他必要と認められる事項
			なお、プロポーザル審査における採択事業者については、別途、見積合わせを実施したうえで
			契約締結となりますが、再委託の追加有無にかかわらず、契約額が支払いの上限額となります。
2		② 再々委託について	
		ア. 企画提案書提出時点で調査事業の一部	ア:問題ありません。
		について再々委託が発生することは問題な	ただし、再々委託の内容や体制等の妥当性については、企画提案書に基づき、審査委員会にお
		いか。	いて総合的に判断します。
		イ. 事業を進める中で追加の再々委託の必	
		要が出てきた場合、再々委託しても問題な	イ・ウ: ①再委託に対する回答と同じです。
		いか	
		ウ. 追加で再々委託が可能な場合、可能でな	
		い場合の条件	

3	③ FS 事業を進めていくうえで、上記①②	プロポーザル審査における採択事業者については、別途、見積合わせを実施したうえで契約締結
	の追加での再委託・再々委託し、提案額を超	となりますが、この際の契約額が、本仕様書に記載の業務を履行するうえでの支払いの上限額とな
	える可能性が出てきた際にご相談可能か。	ります。